

議員提出議案第3号

琴浦町議会傍聴規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	山本秀正
賛成者	同	押本昌幸
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	前田智章
	同	手嶋正巳
	同	小椋正和
	同	桑本賢治
	同	澤田豊秋
	同	川本善孝
	同	田中肇
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩
	同	金光敦

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

## 提案理由説明

琴浦町議会傍聴規則の一部改正について提案理由説明を行います。

### 1 概要

この度の改正は、社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

第3条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第4条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第5条第3項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第5項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第6号中、「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「銃器」の次に「、刃物」を加え「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

同条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、第1項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、第2号を次のように改める。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の一号を加える。

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第8条中第6号及び第7号を削り、同条第8号中「又は議事の妨害」を「会議を

妨害し又は人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条を削る。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

令和7年琴浦町議会規則第 号

琴浦町議会傍聴規則の一部を改正する規則

琴浦町議会傍聴規則(平成16年琴浦町議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(傍聴人の定員) 第3条 一般席の <u>傍聴人の定員</u> は、20人とする。	(傍聴人の定員) 第3条 一般席の定員は、20人とする。
(傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。	(傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、 <u>氏名及び年齢</u> を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
(傍聴券) 第5条 略	(傍聴券) 第5条 略
2 略	2 略
3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。	3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、 <u>氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
4 略	4 略
5 <u>傍聴券の交付を受けた者が傍聴席</u> に入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。	5 <u>傍聴人</u> が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
6 <u>傍聴券の交付を受けた者</u> は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。	6 <u>傍聴人</u> は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
7 略	7 略

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 略

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 略

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ること

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真の撮影、録音、録画等(特に議長の許可を得たものを除く。)をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し又は人の迷惑となるような行為をしないこと。

ができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示) 第9条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第10条 略	(係員の指示) 第10条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) 第11条 略
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。